

お気軽にご相談下さい

介護に役立つ



制度紹介



<http://yuaigroup.jp/>

ゆうあいグループ

代表：丹波正史

〒453-0801

名古屋市中村区太閤1丁目19番54号

名駅たんばビル

Tel : 052-462-8745 Fax : 052-462-8583



介護にかかる費用と年数



生命保険文化センターが行った調査では、過去3年間に介護経験がある人に、どのくらいの期間介護を行ったのかを聞いたところ、介護を行った期間（現在介護を行っている人は、介護を始めてからの経過期間）は平均59・1ヵ月（4年11ヵ月）になりました。4年以上介護した割合も4割を超えています。

また、介護に要した費用（公的介護保険サービスの自己負担費用を含む）は、住宅改修や介護用ベッドの購入などの一時費用の合計が平均80万円、月々の費用が平均7・9万円となっています。

■介護期間

6ヵ月未満	5.80%
6ヵ月～1年未満	6.20%
1～2年未満	11.60%
2～3年未満	14.20%
3～4年未満	14.50%
4～10年未満	29.90%
10年以上	15.90%
不明	1.90%

平均 **59.1 ヵ月**
(4年11ヵ月)

■介護費用

〈一時的な費用の合計〉

掛かった費用はない	17.30%
15万円未満	13.90%
15～25万円未満	8.30%
25～50万円未満	7.70%
50～100万円未満	9.00%
100～150万円未満	7.90%
150～200万円未満	1.90%
200万円以上	7.10%
不明	26.80%

平均 **80 万円**

〈月額〉

支払った費用はない	5.20%
1万円未満	4.90%
1万～2万5千円未満	15.10%
2万5千～5万円未満	10.20%
5万～7万5千円未満	13.80%
7万5千～10万円未満	7.10%
10万～12万5千円未満	9.80%
12万5千～15万円未満	3.40%
15万円以上	16.40%
不明	14.10%

平均 **7.9 万円**

障害者手帳

障害者手帳とは、障害のある人が取得することができる手帳です。とくに障害者手帳を取得することで、さまざまな援助やサービスを受けることができます。一般に身体障害者手帳、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の総称のことを障害者手帳と言います。

さまざまな援助やサービスが受けられる



身体障害者手帳

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚又は平衡機能の障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・ 小腸の機能の障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ・ 肝臓の機能の障害

■身体障害のある方の自立や社会活動の参加を促し、支援することが目的です。

■障害が一定以上持続する場合に取得できます。

療育手帳

■知的障害のために日常生活に支障がある方に、適切な支援をすることが目的です。

■児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害であると判定された方が取得できます。

精神障害者保健福祉手帳

- ・ 統合失調症
- ・ うつ病、そううつ病などの気分障害
- ・ てんかん
- ・ 薬物やアルコールによる急性中毒またはその依存症
- ・ 高次脳機能障害
- ・ 発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）
- ・ その他の精神疾患（ストレス関連障害など）

1 級：日常生活が不能

2 級：日常生活が著しく制限

3 級：日常生活か社会生活が制限

■長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方の社会復帰や自立を支援することが目的です。

■精神疾患があるために生活に支障がある方が取得できます。

認知症で障害者手帳を

手帳の申請

手帳の申請はいつからできるのですか？

手帳を受けるためには、認知症と診断されてから6ヵ月経過して、障害の状態が続いている必要があります。

認知症があれば、日常生活や社会生活で一定の制限を受けていると思います。

治療を半年以上続けているときは、一度、申請を検討してみてもいいと思います。

診断と家族の対応

診断を受ける際に家族ができることはありますか？

認知症の場合、患者本人の話すことが正確でないことがあります。

その場合に、日頃の状況を家族から聞いて診断したりします。

その際、家族の方は、日常生活で困っていることを具体的に内容をメモなどに事前に記入して伝えてください。

認知症と障害者手帳

認知症と障害者手帳はどう関係しているのですか？

認知症は障害者手帳を認定する際の基準で、脳に何らかの変化があつて起こる器質性精神障害の代表的なものとされています。

認知症であれば障害者手帳は必ず取れる訳ではありません。基準は、認知症によって、どれだけ日常生活が1人でできなくなっているかです。まったく日常生活に制限がなければ手帳がとれない場合があります。

精神障害者保健福祉手帳取得のための

認知症患者の日常生活をチェック

認知症の人が1人で生活した場合を想定してください。家族などの援助があればできるというものも、患者1人でできない場合はチェックを入れてください。

※認知症と診断されてから6ヵ月以上経過していること。

- 調和のとれた適切な食事摂取
- 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持
- 金銭管理や計画的で適切な買い物
- 規則的な通院？服薬
- 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくり
- 身の安全保持や危機的状況での適切な対応
- 社会的手続きや一般の公共施設の利用
- 社会情勢や趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

複数にチェックが入った人は、障害者手帳を受けられる可能性があります。

特別障害者手当について

目的

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

支給要件

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に支給されます。

支給月額

26,830 円

支払時期

特別障害者手当は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

所得制限

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

特別障害者手当所得制限

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

(単位：円、平成14年8月以降適用)

働いていたり、年金収入がある人も

生活保護

受けられます

「病気で働けなくなり、蓄えも底を尽き、アパートの家賃も滞納し、このままでは住む場所まで失ってしまふ、頼れる親兄弟もない…」

生活保護という制度は、こういったピンチを救う最後の砦です。憲法25条で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されています。

生活に困り、他の制度を利用してもしなともならない場合は、生活保護を申請しましょう。

生活保護とは

国が決めた基準金額に対して収入が不足する場合、不足する部分を補うのが、生活保護のしくみです。

働いている場合や、年金収入がある人も、生活保護が受けられる場合があります。

生活保護の種類

生活扶助のほか、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助があります。「葬祭」単独も可です。

生活保護は国民の権利です

申請のポイント

★手持ち金は、基準額の5割までOK

手持ち金が0円にならないと、生活保護を受けられないということではありません。手持ち金は、生活保護基準額の5割まで認められています。

★「持ち家」でも、受給できる場合あり

★親類の「扶養」は要件でない

親・兄弟・子どもなどが「扶養」できないか尋ねられますが、生活保護の要件ではありません。

★自動車の所有

自動車を所有していても、国の通知で、①1年程度で再就職が見込める ②公共交通機関のない地域や早朝・深夜の通勤 ③障害者の通勤・通院 ④事業に必要ななどの場合、高級車でなければ認められます。

★収入があってもOK

働いていたり年金を受け取ったりしていても、給料や年金の額が最低生活費以下であれば、足りない分は差額を受給できます。

不動産担保型生活資金制度



不動産担保型生活資金は、持ち家と土地があっても、現金収入が少ない高齢者が、その居住用不動産を担保に生活費を借り入れることにより、世帯の自立支援を図っていく貸付制度です。

高齢者の居住用不動産を担保に月額で貸付を受け、借り受けた高齢者の死亡時または融資期間終了時にその不動産を処分し返済する形式です。

該当する世帯

★担保となる不動産に居住し借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む）していること。

※マンションは対象になりません

※概ね評価額1,500万円以上（土地の評価は愛知県社会福祉協議会の指定する不動産鑑定士が行います。建物は評価しません。）

★将来にわたりその住居に住み続けることを希望していること

★不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと

★配偶者または親以外の同居人がいないこと

★世帯の構成員が原則65歳以上であること

★借入世帯が市町村民税非課税か均等割課税の低所得者であること

貸付内容

貸付限度額	居住用不動産のうち土地の評価額の70%を上限
貸付月額	1ヵ月あたり30万円以内で個別に設定
貸付期間	貸付元利金（貸付金+利子）が貸付限度額に達するまでの期間 または貸付契約の終了時（借受人死亡時）までの期間
据置期間	契約の終了後3ヵ月以内
償還期限	貸付契約の終了後時に一括償還
貸付利率	年3%または銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率
償還の保全措置	推定相続人の申から連帯保証人として一人選任、 居住する不動産に根抵当権等を設定

不動産担保型生活資金の貸付金額・返済期限

		不動産担保型生活資金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金
貸付対象要件	①	原則 65 歳以上の世帯で、配偶者と親（配偶者の親を含む）以外の同居人がいないこと	原則 65 歳以上の高齢世帯（同居人はいても可能）
		借入申込者の世帯が市県民税非課税か均等割課税程度の低所得者世帯	借入申込者がこの制度を利用しなければ、生活保護の受給を要すると福祉事務所が認めた場合
	②	当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること。（共有の場合、配偶者は連帯借受人となる）	当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること。（共有の場合、配偶者は連帯借受人となる）
		建物のみの所有や集合住宅（マンション）は対象外	集合住宅（マンション）は対象 建物のみの所有や対象外
	③	当該不動産に担保権等（抵当権・貸借権等）が設定されていないこと。（共有の場合、配偶者は連帯借受人となる）	当該不動産に担保権等（抵当権・貸借権等）が設定されていないこと。
		土地の評価額が一定の基準（1,500 万円）以上（貸付条件によっては、1,000 万円以上でも同額）	土地の評価額が一定の基準（500 万円）以上
貸付限度額	土地評価額の 7 割を標準	土地評価額の 7 割を標準（集合住宅の場合、5 割を標準）	
貸付月額	1 ヶ月当たり 30 万円以内（個別に設定）	福祉事務所が算定した額	
貸付利率	年利 3% または毎年 4 月 1 日時点の長期プライムレート（銀行長期最優遇貸出金利）のいずれか低い利率を基準とする		
貸付期間	借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまで		
償還期間	据置期間の終了時までの償還		
償還の担保措置	推定相続人の中から連帯保証人 1 名立てる	連帯保証人は不要	
	当該不動産に根抵当権の設定登記および代物弁済予約による所有権移転の仮登記を行う	当該不動産に根抵当権の設定登記を行う	